

41. (Gno.92) 基礎法学教育と比較法

代表：伊藤 知義

2022/02/25 (承認) 2022 年度 (開始)

【研究の目的】

司法制度改革の進行により、法学部、研究者大学院および法科大学院における基礎法学教育は大きな影響を受けている。本グループの研究目的は、法学教育の場における基礎法学の意義について、比較法的な視点から、検討することにある。

【研究活動及び成果】

総括

伊藤および山田は、年度前半に下記共同研究会において赤城報告の質疑に参加し、若干のコメントを行った。伊藤は、年度後半は台湾で研究促進期間に入ったため、共同研究には参加できなかった。ただし、赤城が出張で台湾を訪れた機会を利用して、共同研究の進め方について意見交換した。山田担当の法哲学等の基礎法学の授業に関するペーパー（基礎法学のオンライン授業について及び法哲学の教え方に関わるものについて）の執筆について意見交換をおこなった。

赤城は史料の分析を通じて、中国由来の「存留養親」が日本固有の淳風美俗として近代日本法に導入される過程を明らかにした研究報告を行った。

学術雑誌

山田八千子「基礎法学のリアルタイム型オンライン授業について」『中央ロー・ジャーナル』第 19 巻 2 号 87-102 (2022 年 9 月)

山田八千子「法哲学は面白いのか - 誰にとって、そして如何に - 住吉雅美『危ない法哲学 - 常識に盾突く思考のレッスン』(講談社現代新書、2020 年) & 森村進『法哲学はこんなに面白い』『法と哲学』8 号 295-325 (2022 年 6 月)

口頭発表

2022 年 7 月共同研究グループ研究会にての発表 赤城 美恵子「大正刑事訴訟法における『存留養親』条項導入について」